

件名	松前町公立学校管理規則の一部を改正する規則
主管課	学校教育課
関係課	
改正対象	松前町公立学校管理規則（平成16年松前町教育委員会規則第2号）
根拠法令等	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）
改正理由	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部が改正されるため、所要の改正を行うものである。
改正の主な内容	第28条の2及び第28条の5中、「第47条の5第1項」を「第47条の4第1項」に改正する。
施行日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	